

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局事業部事業管理課斎場霊園担当(06-6630-3135)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	霊園の使用許可の取消し
概要	大阪市設霊園条例により、一定の場合には、市長は使用許可を取消し、または改葬もしくは地上物件の移転を命じることがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市設霊園条例（昭和24年4月1日条例第32号）第16条第1項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次のいずれかに該当する場合には、使用許可を取消し、または改葬もしくは地上物件の移転を命じることがあります。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 許可を受けた目的以外に霊園を使用した場合 2. 市長の許可なく使用权を譲渡し、または使用場所を転貸した場合 3. 法令または霊園条例もしくは霊園条例に基づく指示に違反した場合 4. 霊園の使用許可後または改葬後2年（臨時使用の場合は2月）を経過しても、これを使用しない場合。ただし、碑表その他困障等を設けた場合はこれにあたらぬ 5. 管理料を市長の定める期限までに納付しない場合 6. 公益上または管理上必要であると認める場合 ※「公益上または管理上必要であると認める場合」とは、施設を適切に維持管理する上で妨げになる具体的支障が生じるおそれがある場合、使用者が死亡後、親族・縁故者が遅滞なく承継手続きを行わない場合等をいう。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/category/3007-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html
備考	